

洗面用水の水質検査項目について

旅館業新規申請時に、飲用井戸等の水道法に準じた水質検査（以下「51項目検査」という。）をすでに実施し、飲用に問題ないことを確認したうえで、継続的に飲用井戸水等を使用している場合は、表の項目の水質検査（以下「11項目検査」という。）を実施し、写しを申請書に添付してください。

周辺の水質検査結果等から、必要と判断されれば、11項目検査に加え水質基準項目のうち、必要な検査項目を実施していただく場合があります。

今まで51項目検査を実施したことがない場合は、11項目ではなく51項目検査を実施し、その結果の写しを添付してください。

詳しくは、小田原保健福祉事務所足柄上センター生活衛生課にお問合せください。

表

	項目	水質基準値
1	一般細菌	100 個/mL 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
5	塩化物イオン	200mg/L 以下
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
7	pH値	5.8 以上 8.6 以下
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5 度以下
11	濁度	2 度以下